

## 付議第5号

### 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を 改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成23年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例議案説明

この条例は、東日本大震災の被災に伴い県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校又は県立高等学校に入学し、又は転入学する者について、入学手数料及び入学料又は入校手数料及び入校料を徴収しないこととしようとするものである。

第 号

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例  
議案

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和41年高知県条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

- 2 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

(高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例(昭和44年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

- 4 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第

3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

- 5 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、第5条に規定する入校手数料及び第6条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第4条 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例  
(抜粋)

(入学手数料)

第4条 学校へ入学を志願する者は、5,000円の入学手数料を納付しなければならない。

(入学料)

第5条 学校への入学許可を受けようとする者は、1万円の入学料を納付しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災に伴う特例措置)

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例  
(抜粋)

(入学手数料)

第4条 学校へ入学を志願する者は、5,000円の入学手数料を納付しなければならない。

(入学料)

第5条 学校への入学許可を受けようとする者は、1万円の入学料を納付しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新 旧

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第2条 学校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校手数料）

第2条 学校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校料）

第3条 学校の普通課程に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

（入校料）

第3条 学校の普通課程に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

（他の条例の廃止）

2 高知県立職業訓練所の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（他の条例の廃止）

2 高知県立職業訓練所の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3 昭和44年10月1日において、現に旧条例の規定による次表の左欄に掲げる一般職業訓練所において職業訓練を受けている者は、次表の右欄に掲げる専修職業訓練校において各相当の職業訓練を受ける者となり、従前の職業訓練を受けた期間は、この条例の規定による職業訓練の期間とみなす。

（経過規定）

3 昭和44年10月1日において、現に旧条例の規定による次表の左欄に掲げる一般職業訓練所において職業訓練を受けている者は、次表の右欄に掲げる専修職業訓練校において各相当の職業訓練を受ける者となり、従前の職業訓練を受けた期間は、この条例の規定による職業訓練の期間とみなす。

高知県立中央職業訓練所

高知県立中央専修職業訓練校

高知県立中央職業訓練所

高知県立中央専修職業訓練校

高知県立中村職業訓練所

高知県立中村専修職業訓練校

(東日本大震災に伴う特例措置)

- 4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

高知県立中村職業訓練所

高知県立中村専修職業訓練

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第5条 高等学校の養成部門の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校料）

第6条 高等学校の養成部門に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、昭和59年4月1日から施行する。

（高知県立実践農業高等学校の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 高知県立実践農業高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和46年高知県条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧条例により設置された高知県立実践農業高等学校（以下「旧高等学校」という。）は、前項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日に旧高等学校に在学する者が旧高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 前項の規定によりなお存続する旧高等学校の管理に関し必要な事項については、なお従前の例による。

（東日本大震災に伴う特例措置）

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第5条 高等学校の養成部門の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校料）

第6条 高等学校の養成部門に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、昭和59年4月1日から施行する。

（高知県立実践農業高等学校の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 高知県立実践農業高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和46年高知県条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧条例により設置された高知県立実践農業高等学校（以下「旧高等学校」という。）は、前項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日に旧高等学校に在学する者が旧高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 前項の規定によりなお存続する旧高等学校の管理に関し必要な事項については、なお従前の例による。



5 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、第5条に規定する入校手数料及び第6条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

新 旧 対

新

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第1条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

- (1) 県立中学校にあつては、2,200円
- (2) 県立高等学校の全日制の課程にあつては、2,200円
- (3) 県立高等学校の定時制の課程にあつては、950円

第2条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあつては、5,650円
- (2) 定時制の課程にあつては、2,100円
- (3) 通信制の課程にあつては、500円

附 則

1 この条例は、昭和23年4月1日から、これを施行する。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

照 表

旧

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第1条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

- (1) 県立中学校にあつては、2,200円
- (2) 県立高等学校の全日制の課程にあつては、2,200円
- (3) 県立高等学校の定時制の課程にあつては、950円

第2条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあつては、5,650円
- (2) 定時制の課程にあつては、2,100円
- (3) 通信制の課程にあつては、500円

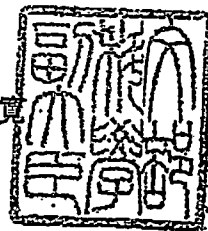
附 則

この条例は、昭和23年4月1日から、これを施行する。

22文科初第1114号  
平成23年3月4日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣  
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の  
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに、収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書が無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課企画係  
渡邊、菅谷、江間  
(電話) 03-6734-2589  
(AX) 03-6734-3731  
(E-mail) svoto@mext.go.jp

# 東北地方太平洋沖地震に係る転入学等の特別措置 実施要項

高等学校課

## 1 転入学等の特別措置の実施理由

平成23年東北地方太平洋沖地震における被災地域の生徒の就学機会を確保するため、入学  
者選抜や転入学について柔軟な対応を図る。

## 2 特別措置の対象

東北地方太平洋沖地震による被災のため、一時的に若しくは卒業までの期間、高知県立高等  
学校への転入学等が必要な次の(1)～(3)に該当する者

- (1) 高等学校に在籍する生徒
- (2) 平成23年度入学選抜において、すでに合格している者
- (3) 平成23年度入学選抜において、被災のため、受験することができていない者及び受験  
しているが結果が分からない者

## 3 転入学等の期間

- (1) 受付期間 平成23年3月から平成24年3月31日
- (2) 審査 随時

## 4 受け入れ先の高等学校の決定

転入学を希望する者からの申請を受けて、県教育委員会が転入学先の高等学校を決定する。

## 5 出願に必要な書類

- (1) 高等学校に在籍する生徒・・・・・・・・・・・・・・・・・・転入学願書(様式第1号)
- (2) 平成23年度入学選抜において、すでに合格している者・・入学等願書(様式第2号)
- (3) 平成23年度入学選抜において、被災のため、受験することができていない者及び受験  
しているが結果が分からない者・・・・・・・・・・・・・・・・・・入学等願書(様式第2号)

## 6 入学手数料等

入学手数料、入学料については徴収しない方向で検討中。

## 7 申請先

高知県教育委員会事務局高等学校課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号 電話 088(821)4907  
e-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

## 8 審査内容

面接

## 9 面接

面接は高知県教育委員会事務局高等学校課で実施する。

## 10 審査結果の通知

その都度、生徒本人に通知する。

## 11 その他

転出先の高等学校又は当該教育委員会には、高知県教育委員会から必要書類を照会する。

## 東北地方太平洋沖地震に係る転入学等の特別措置に関するQ & A

**問1 東北地方太平洋沖地震に係る転入学等の特別措置とはどのようなものですか。**

回答 この度の東北地方太平洋沖地震では、東日本の広域に渡り、甚大な被害がありました。どのような状況であろうと、子どもたちの学ぶ権利を保障していく見地から、高知県立高等学校においても転入学等について柔軟に受け入れを進めていくとするものです。

転入学等の対応には、つぎの三つを設定しています。

- ① 在籍する高校から高知県立高校への転入学
- ② 平成23年度入学者選抜(高校入試)で合格した高校から高知県立高校への転入学(新規入学と同じ扱いにします。)
- ③ 平成23年度入学者選抜を、被災のため受験できなかった者及び受験はしたが結果が分からない者の新規入学

**問2 高知県の県立高校のことをよく知りませんが、転入先の高校はどうなりますか。**

回答 今回の転入学等の特別措置は、一時的な転入学であると考えていますので、転入先の高校は、転入学を志願している生徒と面談のうえ、県教育委員会が決定します。

**問3 在籍していた高校(現在住んでいる県の高校または入学予定であった高校)にもどることはできますか。**

回答 転入学の手続きは必要になりますが、地元の高校にもどることはできます。今回の転入学については特別措置であり、一時的な転入学であると考えていますので、地元の県にもどることができるようになりましたら、そのときに在籍する高校に相談してください。

**問4 転入学等の特別措置で高知県立高等学校へ転入学するためには、どのような手続きが必要ですか。**

回答 転入学等を希望される方が、高知県教育委員会に転入学願書又は入学願書を提出するだけです。面接の日時や場所については、高知県教育委員会から出願された方に直接連絡し、調整します。

なお、転入学願書及び入学願書は、高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに、東北地方太平洋沖地震に係る転入学等の特別措置の実施要項として掲載しています。

**問5 転入学をするに当たって試験はありますか。**

回答 この転入学等の特別措置は、被災地域の生徒の就学機会を確保するための措置ですので、一般的な転入学で行われる転入学試験は実施せず、柔軟に対応したいと考えています。

**問6 一家転住でなければ、転入学することができませんか。**

回答 できます。今回は特別措置ですので、祖父母や親戚の方など高知県在住の方が保証人となれば、転入学することができます。

また、高知県には保証人となってくれる方がいない場合にも、高等学校課に相談してください。

**問7 入学手数料や入学金について、補助制度はありますか。**

回答 入学手数料と入学金については、徴収しない方向で検討しています。詳細が決定しだいお知らせします。

**問8 一時的な転入学に対して、教科書や教材の補助制度はありますか。**

回答 教科書につきましては、現在、高校にある教科書等の活用も含めて、その対応を検討しています。

また、生活福祉資金の教育支援資金や奨学金等の活用も考えられますので、高等学校課に相談してください。

東北地方太平洋沖地震における入学手数料及び入学料の徴収猶予  
に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立高等学校（以下「県立高校」という。）へ転入学を志願し、又は入学を許可された東北地方太平洋沖地震の被災者等に対する入学手数料及び入学料について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項第3号に基づく徴収の猶予について必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の要件)

第2条 県立高校の転入学を志願する者（以下「志願者」という。）又は転入学を許可された者（以下「入学者」という。）が東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用地域内に居住する世帯の生徒及び災害救助法適用地域の近隣地域に居住し同等に被災した世帯の生徒であるときは、入学手数料又は入学料の徴収を猶予する。

(徴収猶予申請の手続等)

第3条 前条の規定により入学手数料又は入学料の徴収猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める入学手数料徴収猶予申請書及び入学料徴収猶予申請書により、高知県教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

2 高等学校課の課長は、入学手数料徴収猶予の申請があった時点で当該入学手数料の調定を行う。

3 県立高校の校長は、入学料徴収猶予の申請があった時点で当該入学料の調定を行う。

(徴収猶予の決定及び猶予の期間)

第4条 教育長は、第3条の申請があった場合において、徴収猶予の決定を行うとともに申請者にその旨を通知する。

2 前項の決定を受けた入学手数料及び入学料の徴収猶予期間は、高等学校課の課長及び県立高校の校長の指定する納付期日の翌日から平成23年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行し、平成23年度の県立高校の志願者又は入学者に適用する。